

## 最低制限価格・低入札調査基準価格・失格判断基準価格 算出方法

(令和7年4月1日以降の入札公告等に適用)

### ●最低制限価格・低入札調査基準価格

工事の種類	算定式
一般土木工事等 (一般土木工事、 舗装工事、鋼構造 物工事など)	予定価格算定上の (直接工事費×97%+共通仮設費×90% +現場管理費×90%+一般管理費等×68%) ※千円未満の端数切り捨て ×1.10
土木関係の機械 設備工事、電気 通信工事及び下 水道用機械・電 気設備工事	予定価格算定上の (機器単体費×92%+直接工事費×97%+共通仮設費×90% +現場管理費×90%+一般管理費等×68%) ※千円未満の端数切り捨て ×1.10
建築工事及び建 築設備工事 (一般建築工事、 電気設備工事、管 工事など)	予定価格算定上の (直接工事費×90%×97%+共通仮設費×90% +(直接工事費×10%+現場管理費)×90% +一般管理費等×68%) ※千円未満の端数切り捨て ×1.10
建築関係の昇降 機設備工事その 他の製造部門を 持つ専門工事業 者を対象とした 工事等	予定価格算定上の (直接工事費×80%×97%+共通仮設費×90% +(直接工事費×20%+現場管理費)×90% +一般管理費等×68%) ※千円未満の端数切り捨て ×1.10

※上記算定式で算定した額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2に相当する額、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5に相当する額とします。

※10分の9.2に相当する額は予定価格(税抜き)に10分の9.2を乗じ、千円未満の端数を切り捨てした額に1.10を乗じた額とし、10分の7.5に相当する額は予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じ、千円未満の端数を切り上げた額に1.10を乗じた額とします。

※工事の内容等によっては、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内で別に価格を定める場合があります。

●失格判断基準価格

予定価格（税抜き）の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格とします。

工事の種類	判断基準		
	入札価格（税抜き） の積算内訳		予定価格（税抜き） の積算内訳
一般土木工事等 （一般土木工事、 舗装工事、鋼構造 物工事など）	直接工事費の額	<	直接工事費×90%の額
	共通仮設費の額	<	共通仮設費×80%の額
	現場管理費の額	<	現場管理費×80%の額
	一般管理費等の額	<	一般管理費等×30%の額
土木関係の機械 設備工事、電気 通信工事及び下 水道用機械・電 気設備工事	機器単体費 +直接工事費の額	<	機器単体費×81%の額 +直接工事費×90%の額
	共通仮設費の額	<	共通仮設費×80%の額
	現場管理費の額	<	現場管理費×80%の額
	一般管理費等の額	<	一般管理費等×30%の額
建築工事及び建 築設備工事 （一般建築工事、 電気設備工事、管 工事など）	直接工事費×90%の額	<	直接工事費×90%×90%の額
	共通仮設費の額	<	共通仮設費×80%の額
	直接工事費×10% +現場管理費の額	<	（直接工事費×10% +現場管理費）×80%の額
	一般管理費等の額	<	一般管理費等×30%の額
建築関係の昇降 機設備工事その 他の製造部門を 持つ専門工事業 者を対象とした 工事等	直接工事費×80%の額	<	直接工事費×80%×90%の額
	共通仮設費の額	<	共通仮設費×80%の額
	直接工事費×20% +現場管理費の額	<	（直接工事費×20% +現場管理費）×80%の額
	一般管理費等の額	<	一般管理費等×30%の額